

非常勤特別職の報酬改定について（固定資産評価審査委員会）

1. 趣旨・目的

長年にわたり報酬額の改定が行われていないこと及び昨今の物価上昇等を踏まえて地方自治法第180条の5に規定する執行機関の委員の報酬額を見直す方針となったことを受け、当該執行機関のうち、総務課所管である「選挙管理委員会」及び「固定資産評価審査委員会」の報酬額について見直しを行うものです。

2. 報酬の概説

執行機関の委員は非常勤の扱いとされており、地方自治法第203条の2において、委員会の委員については報酬を支給しなければならない旨が規定されています。

なお、報酬については、勤務日数に応じて支給することとされており、報酬は勤務に対する反対給付であることから、常勤職員の給料と違い、生活給の意味を有していないものとされております。

3. 固定資産評価審査会について

（1）委員会の概要

固定資産評価審査委員会は、地方自治法第180条の5及び地方税法第423条の規定により、市町村に設置されております。

その所掌事務は、地方税法第423条に規定されているとおり、「固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定」です。

具体的な業務としては、固定資産の価格について不服がある者から審査の申し出があつた際、審査申出書の調査、弁明書・反論書等の書面審理、現地調査など、行政不服審査法と同等の業務を行います。委員数は3名で、市民、市税納税義務者、固定資産の評価について学識経験を有する者の中から、議会の同意を得て、市長が選任しています。

（2）委員報酬

①守谷市の状況

固定資産評価審査委員会の報酬は、守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例により定められており、その額は以下のとおりです。

市名	委員長	委員	適用年月日
守谷市	7,000円	7,000円	H14.4.1

※1 守谷市は日額制を採用している。

※2 守谷市は委員長・委員の報酬区別はない。

※3 適用年月日について詳細は確認できていないが、少なくとも平成14年4月1日以降は額の改定が行われていない。

②県内他市の状況

茨城県内の報酬額の状況は以下のとおりです。

《日額制》

職名	平均額	最高額	最低額
委員長	7,980円	10,200円	5,200円
委員	7,097円	9,500円	5,200円

※1 県内31市(稲敷市を除く。)のうち、全市において日額制を採用している。

※2 委員長と委員の報酬額に差を設けているのは、31市中8市。(水戸市、つくば市など)

※3 委員長の最高額はつくばみらい市、委員の最高額は常総市。(常総市は委員長と委員が同額設定)

※4 委員長・委員の最低額は北茨城市。

近隣市の固定資産評価審査会委員の報酬額等は以下のとおりです。

市名	委員長	委員	適用年月日
土浦市	7,500円	7,500円	—
石岡市	7,900円	7,900円	H17.10.1
龍ヶ崎市	6,000円	6,000円	H16.4.1
常総市	9,500円	9,500円	H18.4.1
取手市	7,400円	7,400円	H7.4.1
牛久市	6,000円	6,000円	H27.4.1
つくば市	9,200円	8,000円	H1.4.1
坂東市	5,000円	5,000円	H17.3.22
かすみがうら市	7,500円	7,500円	H17.3.28
つくばみらい市	10,200円	9,000円	H18.3.27
柏市	9,600円	9,000円	—
我孫子市	7,000円	7,000円	—

(3) 勤務実態

前述(1)に記載のとおり、固定資産評価審査委員会の具体的な業務としては、固定資産の価格について不服がある者から審査の申し出があつた際、審査申出書の調査等を行うものなので、申出がない場合は、審査会は開かれません(勤務実績がない年度もあります)。近年は平成30年の開催を最後に、開催されておりません。

4. 検証案

検証① 県内他市との比較

県内他市と比較すると、守谷市は他市よりも特段高い又は低い状況ではなく、平均的な金額となっています。

検証② 委員長と委員の比率

県内平均額における委員長と委員の比率は約 12.44% となっております。

検証③ 市職員の給与改定関係（物価高騰）

官民格差の是正を目的とした国の人事院勧告による法律改正を受け、令和7年3月議会において市職員の給与額が改定されました。この改正により、役職にもよりますが約 10% の増額となっております。

冒頭で記述のとおり、報酬は給料と違い生活給の意味を有していないものとされておりますが、少なくとも 25 年近く報酬額が改定されていないことや、昨今の物価高騰の影響も考慮し、職員の給与改定を参考に委員報酬の見直しを検討します。

委員長 7,000 円 × 1.1 = 7,700 円

委員 7,000 円 × 1.1 = 7,700 円

5. 検証結果・結論

上記の検証②及び検証③を踏まえ、以下の内容を改定案とします。

- 委員長 7,000 円 ⇒ 8,600 円 (+1,600 円)
- 委員 7,000 円 ⇒ 7,700 円 (+700 円)

【理由】

検証③における見直し額に、検証②による委員長と委員の比率 (12.44%) を加算して算出した。